

周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務プロポーザル実施要領

1 目的

本町では、令和6年3月に森野漁港（片添地区周辺）が「海業の推進に取り組む地区」に決定されたことをきっかけに、令和6年7月に地元関係者による協議を行い、令和6年12月には周防大島町森野漁港海業推進協議会が設立され協議を行ってきたが、本地区での具体的な取組の決定には至っていない。

本業務では、森野漁港周辺の自然や観光、農水産物などの地域資源を活用することで年間を通じた観光客等の増加による漁港周辺の賑わいの創出を図り、水産事業者を含め周辺民間事業者の所得の向上と雇用機会の確保による地域活性化と持続性の向上を実現させるための具体的な取組を決定することを目的とする。

2 業務概要

- (1)業務名 令和7年度周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月16日まで
- (4)予算限度額 6,930,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (3)法人及びその代表者において、事業所の所在する市町村での市町村税及び消費税並びに地方消費税の滞納がない者であること。
- (4)周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5)周防大島町暴力団排除条例(平成23年周防大島町条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。

4 実施スケジュール

実施内容	提出期限等
実施要領等の配布(公告)	令和7年7月11日(金)
質問書の提出期限	令和7年7月18日(金)午後5時
質問書に対する回答	令和7年7月23日(水)
参加申請書等の提出期限	令和7年8月6日(水)午後5時
企画提案書提出者選定通知	令和7年8月13日(水)
企画提案書等の提出期限	令和7年8月25日(月)午後5時
企画提案審査(プレゼンテーション)	令和7年8月下旬予定
選定結果の通知	令和7年9月中旬予定

5 質問及び回答

本業務に関する質問については、質問書(様式1)を使用することとし、参加申込書や企画提案書等の提出に関する事項及び業務実施に関する事項に限る事とし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出方法等

提出期限 本実施要領4に掲げる実施スケジュール

提出先 本実施要領13に掲げる担当課

提出方法 電子メールまたはFAXで提出すること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月23日(水)に町ホームページで公表する。ただし、質問の内容によって業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

参加申請書	(様式2)	}	各1部
会社概要	(様式3)		
業務実績調書	(様式4)		
業務実施体制	(様式5)		

(2) 提出方法等

提出期限 本実施要領 4 に掲げる実施スケジュール

提出先 本実施要領 13 に掲げる担当課

提出方法 持参(休日を除く)または、郵送(書留郵便) (提出期限内必着)

7 参加資格の審査及び企画提案書提出者の選定

参加申請書等を提出した全ての事業者に対して、参加要件を満たす者に該当するか審査を行い、結果を電子メールにより通知する。

ただし、参加申込者が多数の場合は、提出書類の業務実績調書、業務実施体制、予定配置技術者調書について、別紙「採点基準 1」による書類審査を行い、内容が優れた概ね 4 者を選定し、結果を電子メールにより通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書(表紙) (様式 6) 1 部

企画提案書 (様式任意) 10 部

業務スケジュール (様式任意) 10 部

参考見積もり (様式任意) 1 部

(2) 企画提案書等に関する留意事項

企画提案書及び業務スケジュールには、提案者を特定できる表示をしてはならない。

企画提案書の用紙規格は、A 4 または A 3 規格とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。(注釈、図表等の記載は除く)。

業務スケジュールの用紙規格は、A 3 横型(片面)とする。

参考見積もりについては、仕様書に記載されたすべての業務の見積金額及び内訳金額(税抜き)を記載すること。また内訳金額は、人件費及びその他経費を単価・数量が分かるように記載すること。

(3) 提出方法等

提出期限 本実施要領 4 に掲げる実施スケジュール

提出先 本実施要領 13 に掲げる担当課

提出方法 持参(休日を除く)または、郵送(書留郵便) (提出期限内必着)

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時・会場等

実施順は参加申出書の受付順とし、会場や日時、時間割等は別途通知する。

企画提案書の提出が1者の場合もプレゼンテーションを実施し、受注候補者を選定する。

(2) 時間構成等

企画提案書等に基づき、1者30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とする。(プレゼンテーション前に10分間の準備時間を別途設ける。)

プロジェクター等は町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は各自で用意すること。

参加人数の上限についてはパソコン操作員含め3名以内とし、主担当技術者は必ず出席すること。

参加する者及び投影を行う画像は、提案者を特定できる表示をしてはならない。

10 受注候補者の選定

(1) 選定方法

別紙「採点基準1」及び「採点基準2」により審査し、合計得点の最も高い参加者を受注候補者(優先交渉権者)として選定する。

なお、評価の合計点が最上位である者が2者以上ある時は、採点基準2の内「企画提案書」の合計得点が高い者を上位とする。(それでも同点の場合は、クジにより選定する。)

(2) 選定結果の通知

令和7年9月中旬までに全参加者に対して選定結果を書面で通知する。

11 企画提案書等の無効及び参加資格の失格等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失う。

- (1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 本実施要領2に示す予算規模を超えた場合。
- (5) 本実施要領3に示す参加要件を欠くことになった場合。

12 選定に係る審査を行う者

- (1) 企画提案書提出者及び受注候補者の審査は、周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し実施する。
- (2) 選定委員会の構成等は、別に定める「周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務委託事業者選定委員会設置要綱」による。

13 担当・書類提出先

〒742-2301 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地
周防大島町産業建設環境部農林水産課 農林水産振興班
電話 0820-79-1002 FAX 0820-79-1021
メールアドレス nousui@town.suo-oshima.lg.jp

14 業務内容の事前打合せ及び契約

必要に応じて、町は優先交渉権者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、その仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、契約交渉が不調のときは、10の受注候補者の選定における次点交渉権者と契約交渉を行うこととする。

15 その他

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び見積書等は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (5) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。